

(別添)

令和8年度鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）管理計画作成業務仕様書

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が委託する令和8年度鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）管理計画作成業務（以下「本業務」という。）の受注者（以下「乙」という。）が実施する業務について必要な事項を定めるものである。

1 目的

本県では、イノシシ、ニホンジカについて、農林業被害の軽減と科学的な調査・知見に基づいて個体数管理を行い、人との軋轢を軽減するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下、「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2第1項の規定に基づく第二種特定鳥獣管理計画「鳥取県第二種特定鳥獣管理計画」を策定している。

本業務は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までを計画期間とする、「鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」及び「鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」を策定するために行うものである。

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

3 業務内容

(1) 保護管理データの収集・分析及び計画案の作成

ア 保護管理データの収集・分析

計画案を策定する際に必要となる野生鳥獣の保護及び管理に係るデータの収集及び分析を行う。なお、甲が所有するデータについては甲から乙へ提供するものとする。

また、各市町村別被害状況及び対策の現状を把握するため、市町村の鳥獣対策担当職員等を対象に、イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマに係るアンケート及びヒアリング調査を別途発注する鳥取県第二種特定鳥獣管理（ツキノワグマ）計画作成業務で行う予定である。当該アンケート等の結果を本業務の計画作成に活用する予定であるため、イノシシ・ニホンジカに係るアンケートやヒアリングの内容については、鳥取県第二種特定鳥獣管理（ツキノワグマ）計画作成業務受注者と調整を行うこと。

イ 計画案の作成

上記アにおいて収集・分析したデータを基に、環境省が作成する特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン、過去の計画及び全国の先行事例等を参照して、本県の鳥獣被害の状況等を考慮した上で、計画案を作成するものとする。この計画案は、鳥取県環境審議会（以下「審議会」という。）の鳥獣部会（以下「部会」という。）附議等に用いる内容を作成する。

(2) 市町村等関係者意見交換会における説明等

甲が開催する市町村等関係者意見交換会において、関係者から計画案のデータに関す

る質問があった場合は回答するものとする。

意見交換会で出された意見を参考に、必要があれば計画案を修正する。

(3) 検討委員会における説明等

甲が開催するニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマに係る特定鳥獣保護管理検討会において、検討委員から計画案のデータに関する質問があった場合に回答するものとする。

なお、検討会については、ニホンジカ及びイノシシ（同一日開催）部会を1回、ツキノワグマ部会を2回の計3回、各2時間程度の開催を予定しており、乙はリモートで参加することができる。（検討会会場に設置するリモート会議に係る機器については、甲が手配することとする。）

(4) パブリックコメント及び意見照会用資料及び最終計画案の作成

計画案に対する検討委員会での議事内容及び甲の指示等を反映させて、パブリックコメント及び意見照会用資料を作成し、パブリックコメント及び意見照会に対し寄せられた個々の意見に対する対応案を作成する。対応案の作成は基本的には甲が実施することとし、乙はアドバイザーとして、必要に応じて甲をサポートする。また、対応案を踏まえ審議会に附議する最終計画案を作成する。

(5) 審議会関係用資料等の作成

最終計画案を審議会等で説明するに当たり必要となる資料を作成する。なお、資料の作成にあたっては甲と協議し十分な検討を行うとともに、図及びグラフ等も用いて視覚的に理解しやすい形態とする。基本的には、上記でとりまとめた結果や作成した計画等をその資料とする。

4 各資料の提出時期及び数量

各資料は電子データを含め、原則として部会及び審議会の開催日7日前までに提出する。パブリックコメント及び意見照会用資料の提出時期は、甲と協議のうえ別途定める。また、各資料は甲の要請に応じ適宜対応する。

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定することとする。

日程（案）	事項	備考
令和8年5月～7月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・保護管理データの収集・分析 ・本県の鳥獣被害の状況等を収集・分析 ・市町村等関係者等関係者アンケート、ヒアリング実施 ・環境省が作成する特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン ・過去の計画及び全国の先行事例等を参照して計画等の計画案を作成する 	計画案
令和8年8月～9月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等関係者意見交換会 ・修正計画案の作成 	修正計画案
令和8年9月頃		環境省鳥獣保護管理の基本的な指針（第14次改正）の告示
令和8年10月～12月頃	鳥獣保護管理検討会での検討 パブリックコメント実施	最終計画案
令和9年1月～2月頃	環境審議会	環境省へ意見照会
令和9年2月～3月頃		鳥取県公報に告示、公告、環境省へ報告